### 様式第4号

## 鶴岡農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) 変更理由書

# 第1 整備計画の変更を必要とする基本的事由

農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という)第13条第1項に規定する事態が生じため、整備計画を変更します。

具体的には、風力発電所の建設に係る建設資材の積替え場を設けるとともに建設資材の搬入 路から流下してくる砂を溜める沈砂池と排水路の設置に係る農用地区域からの除外(1件)を 行うものです。

### 第2 農用地利用計画の変更

1 農用地区域変更の内容

(1)土地利用の現況

(単位: m²)

				農用	地				農		
			農	採		混	業	Serie II id			
区	分	総面積	田	畑	樹園地	草放牧地	計	牧林地	用施設用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他
農用域編									, 1		
農用域除		▲686	▲686				▲686				
差引	増減	▲686	▲686				▲686				

(注) 面積は、小数点第1位を四捨五入し、整数で表すこと。

(2) 農用地利用面積(用途区分別面積)

(単位: m²)

区	分	総	面	積	農	地	採草牧草地	混牧林地	農業用 施設用地
農用地編	2区域 入								
農用地除	2区域 外			▲686		▲686			
用途[ 変	区分 更								
差引出	増減			▲686		▲686			

(注) (1) の注に同じ。

2 農用地区域編入の内訳

(単位: m²)

地区記号	図	面	編	入		す	る		土地の地目		用途	土地利用	編入する具
区域番号	番	号	土	地	Ø	所	在	面積	登記簿	現況	区分	の規制	体 的 理 由

(注) 1 1の(1)の注に同じ。

- 2 図面番号は、1件ごとに付け、第2の2~5までの通し番号とすること。
- 3 土地の所在は、筆数が多い場合は別紙により記載して差し支えない。
- 4 土地利用の規制については、次のとおり具体的に記載すること。
  - ・都市計画法…都市計画区域用途無指定、市街化調整区域
  - •森林法…国有林、地域森林計画対象民有林、森林施行計画区域、保安林
  - ・自然公園法…県立自然公園の普通地域、特別地域
  - ・自然環境保全法…自然環境保全地域の特別地区、普通地区
  - ・河川法…河川区域、河川予定地
  - · 文化財保護法…埋蔵文化財包蔵地
- 5 編入の具体的理由については、事業によるものであるときは、事業名及び着工年度まで 記載すること。

#### 3 農用地区域除外の内訳

(単位: m²)

地記	区号	図面	除外する		除外	土地の	り地目	用途	土地利用	除外する	土地改良事 業との関連
区番	域号	番号	土地の所在	面積	目 的	登記簿	現況	区分	の規制	具体的理由	(事業名·実 施年度)
ш.			由良字腰前 40 番								72 1 20
			33'		申請農地が	田	田			風力発電所	
			由良字腰前 57 番 1	133	事業の目的	田	田			建設に係る	
Α-	-10	1	由良字腰前 65 番 1	173	達成に必要	田	田	農地	なし	積替え場、沈	該当なし
			   由良字腰前 65 番 2	27	と見込まれ	田	田			砂池、排水路	
			由良字腰前 66 番	16	るため	田	樹園地			の設置	

(注) 2の(注)に同じ。

4 用途区分の変更

(単位: m²)

地区記号	図面	用途区分の変更に係る	面積	土地の	の地目	用途	区分	土地利用	変更	土地改良事業 との関連(事
区域番号	番号	土地の所在	ш/19	登記簿	現況	変更前	変更後	の規制	理 由	業名・実施年 度)
	計		農採草農業	放 牧 林 用 施 設						

(注) 2の(注)に同じ。

5 他の変更内容(地区の名称の変更又は地番の変更)

地区記号 区域番号	図面 番号	変更前	変更後	変更理由

#### 第3 添付書類及び附図

- 1 変更協議を行う場合は、次の調整資料を添付すること。
  - (1) 変更予定地選定の適否等に関する市町村長の検討表 (別添1)
  - (2) 関係農業同組合、土地改良区、森林組合及び農業委員会等の意見書
  - (注)土地改良区が、国営又は県営ほ場整備事業計画中又は実施中の土地について意見を述べる場合は、国又は県の担当公所と事前に十分協議調整を図るものとし、また、意見書には、その協議書等を添付すること。
  - (3) 埋蔵文化財が関係する変更のときは、教育委員会との調整経過
  - (4) 転用事業計画書(転用事業の内容がわかる書類等)、土地利用計画図及び用地選定に関する比 較検討表
  - (5) その他参考となるべき書類
    - \*基本的に、(1)~(4)以外の書類(登記簿謄本、同意書等)の添付は義務付けないが、除外の要件、農地転用許可基準等を判断するにあたり、追加資料の添付を求める場合がある。

#### 2 附 図

原計画の附図を用いて、次の点に留意しながらそれぞれの計画変更の内容を明らかにした図面を 作成し、添付すること。

#### 附図1号

編 入…赤で囲み、原利用計画の用途区分に従って色分けする。

除 外…赤で囲み、赤で斜線を入れる。

用途区分…黒で囲み、変更後の用途区分にしたがって色分けする。

(注) 変更箇所の位置及び規模が変更内容に従ったものとなるよう的確に表示すること。